【よくある質問】

苅田町埋蔵文化財関係手続き(文化財保護法 93条、94条)に関して

- ① どのような図面を出せば良い?→記入例に記載しております。または、建築確認申請などと同じ図面をご提出ください。
- ② 詳しく手続きの流れを教えてください。→ご提出された図面をもとに、苅田町の調査員が申請地の現地確認・調査に行きます。その後、試掘が必要かどうかを苅田町が判断します。その確認をもとに、苅田町が意見書を書き、福岡県へ送ります。最終的な判断は、福岡県になります。その後、福岡県から立会工事(遺跡を壊してしまわないよう調査員が工事に立ち会います)や、慎重工事(慎重に工事してください)などの回答が届きます。
- ③ 期間はどれくらい?→着工の60日前までにご提出いただくようになっております。(文化財保護法)。他の申請者様もおりますので混み具合で変わります。福岡県は他市町村からも受けておりますので、混んでいる場合は長くお時間をいただくこともあります。
- ④ もっと早く進めてもらうことは可能?→試掘があった場合、試掘は苅田町が負担しますが、重機などを委託している業者様と日程の調整などで時間が必要になります。申請者様が重機などをご負担する場合は、調査員が現地に行くのみになるため、早く進められる場合はあります。
- ⑤ 届出の名前は誰にすればいい?→届出の別記2の工事主体者様と一致していれば、代理 業者様でも土地所有者様でも問題はありません。
- ⑥ 届出は2部必要か?→1部のみになります。